

令和2年第11回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和2年11月30日（月）午後2時00分

場 所 表郷公民館

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（18名）

1番	鈴木俊信	委員	3番	根本一郎	委員
4番	小松勝恵	委員	5番	小泉光敏	委員
6番	橋本賢一	委員	7番	樋口幹夫	委員
8番	山内喜一	委員	9番	深谷宏光	委員
10番	早津和一	委員	11番	山本繁夫	委員
12番	有賀良雄	委員	13番	富永進	委員
14番	齋藤茂	委員	15番	塩田一也	委員
16番	秋元幸一	委員	17番	砂塚功	委員
18番	北野唯道	委員	19番	矢野正則	委員

欠席農業委員（1名）

2番 熊崎新壽 委員

出席農地利用最適化推進委員（18名）

茂木一男	委員	高橋亨	委員
鈴木信秋	委員	鈴木實	委員
邊見敏文	委員	篠宮四郎	委員
齋藤一廣	委員	十文字正一	委員
深谷昭	委員	緑川喜文	委員
和知俊一	委員	鈴木滋夫	委員
穂積正	委員	高久亨	委員
円谷隆男	委員	市川哲夫	委員
藤田康次	委員	梨本清太	委員

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

大 戸 文 治 委 員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 買受適格証明願の申請について
- 2 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 5 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	鈴木 誠之	主幹兼次長兼係長	大崎 泰弘
主任主査	真船美和子	副 主 査	三浦 隆史
表郷分室長	山口 清美	大信分室長	新井 修治
東分室長	藤田 和宏		

◎開 会

事務局長 皆様、お疲れさまでございます。

本日も大変ご多用のところ、総会へご出席賜り、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、早速ですが、始めさせていただきたいと思います。

農業委員会等に関する法律に規定する総会の定足数に達しておりますので、ただいまより令和2年第11回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日ご審議いただきます議案は、買受適格証明関係が1件、農地法第3条関係が4件、農地法第4条関係が1件、農地法第5条関係が12件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が6件、合わせて24件をご審議いただきます。よろしくお願いいたします。

また、議案審議終了後となりますが、毎年実施しております農作業労賃について来年分を各地区に分かれてご議論いただきまして、決定をしていただきたいと思いますので、併せてご協力のほどよろしくお願いいたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに本会の会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

コロナ第3波ということで、連日、感染にくれぐれも注意するようにとの事が報道がなされております。また、経済への影響も非常に大きく、私達に身近な農産物関係の価格に関しても消費が少ないこともあり低迷しております。しかしながら、このコロナ、なかなか終息が見えないといいながらも現在は、ワクチンへの期待も高まっており、来年のオリンピックを見据えての動きも始まっております。これからかからないように自分で防衛して、そして日々を過ごしていただきたいと思います。

本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまより総会を始めます。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、3番、根本一郎委員、4番、小松勝恵委員の兩名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申出がありましたので報告いたします。
大戸文治推進委員の1名であります。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 買受適格証明願の申請についてを審議いたします。
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 (大崎主幹兼次長兼係長) それでは、朗読いたします。
2ページをご覧ください。

議案第1号 買受適格証明願の申請について。買受適格証明願について申請があったので、買受適格証明の交付について審議を求める。令和2年11月30日提出。会長矢野正則。
以上でございます。

会 長 本件は、農地法第3条の基準により審議いたします。
事務局より説明をさせます。

事 務 局 (真船主任主査) それでは、3ページをご覧ください。
買受適格証明願についてご説明いたします。

今回、申請農地の所管は、白河地方広域市町村圏整備組合でございます。公売の農地取得の入札に参加するためには、農業委員会の買受適格証明の交付を受ける必要がございます。よって、申請人が農地買受適格者か否かを、農地法第3条の許可基準に沿ってご審議いただくものです。

今回の公売につきましては、11月4日に公売公告がなされ、12月4日に入札及び開札となります。12月11日に売却決定し、その後、許可書を交付する流れとなります。

なお、農地法第3条につきましては、今回1つの公売物件について、1件の買受適格証明願の申請がありました。

それでは、その1についてご説明いたします。

【その1朗読】

以上、その1の案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷金山地区担当推進委員の鈴木です。

去る11月21日、橋本委員と申請人の息子さん立ち会いのもと現地調査を行いました。今までも借地により水田を耕作していたということで、今回の申請に関しては問題ないかと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、朗読いたします。

4ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。令和2年11月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(真船主任主査) それでは、5ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその4朗読】

以上、その1からその4までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

円谷委員 大信信夫1地区担当推進委員の円谷です。

この申請につきまして、去る11月22日、塩田委員と現地調査を行いました。譲渡人、譲受人ともに現地にきていただいて申請内容に間違いがないことを確認しました。この申請による

周辺農地への影響はないと思われます。皆様の審議をよろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたか、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようです、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

梨本委員 東小野田地区担当推進委員の梨本です。

この申請に関して、去る11月21日に富永委員と現地の調査を行いました。その際に、譲渡人、譲受人とお会いして、申請内容に間違いがないことを確認し、今回の申請による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたか、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようです、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その3について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当推進委員の邊見敏文です。

今回の申請について、去る11月15日に鈴木俊信農業委員と、譲渡人、譲受人に現地でお会いして確認しました。双方とも申請内容について間違いがないとのことです。今回の申請による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたか、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようです、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷金山地区担当推進委員の鈴木です。

去る11月21日、橋本委員と、譲受人とは現地でお会いし、譲渡人は仕事にて欠席されたので、電話で確認しました。双方とも申請内容に間違いがないとのことです。また、申請の水田ですが、以前から譲受人が耕作していたということで問題ないかと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 (大崎主幹兼次長兼係長) それでは、朗読いたします。

7ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和2年11月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第4条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 (大崎主幹兼次長兼係長) それでは、8ページをご覧ください。

【その1朗読】

申請地の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

農地の区分、第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の農業用施設事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当推進委員の邊見です。

今回の申請について、11月23日に鈴木俊信農業委員と私とで現地調査を行いました。また、申請人にも11月24日に鈴木俊信農業委員がお会いして内容を確認しました。申請内容について間違いのないことでした。今回の案件について周辺農地への影響については、特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 (大崎主幹兼次長兼係長) それでは、朗読いたします。

13ページをご覧ください。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和2年11月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 (大崎主幹兼次長兼係長) それでは、14ページをご覧ください。

【その1朗読】

申請地につきましては、用途地域内であり周囲は住宅地でございます。

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

高橋委員 市内西部地区担当推進委員の高橋です。

今回の申請について、去る11月26日に早津委員と現地調査を行いました。譲渡人とは電話で申請内容を確認し、譲受人とは11月26日にお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。申請地の周囲は住宅地で、駐車場利用のため、今回の転用による農地への影響については、特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしく願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、19ページをご覧ください。

【その2朗読】

申請地につきましては、用途地域内であり周囲は住宅地でございます。

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

高橋委員 市内西部地区担当推進委員の高橋です。

今回の申請について、去る11月26日に早津委員と現地調査を行いました。譲渡人とは電話で申請内容を確認し、譲受人と11月26日にお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。申請地は道路に囲まれていて、回転広場で利用のため、今回の転用による農地への影響は、特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3からその7の4件については、譲渡人が同一人物であり、関連がありますので、一括して事務局より説明をさせます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、24ページをご覧ください。

【その3からその7朗読】

以上、その3からその7につきまして、申請地につきましては、上下水道が埋設された道路の区域で、おおむね500メートル以内に2つの医療施設があり、周囲は住宅地と農地であります。

以上のことから、公共施設便益区域内農地に該当しますので、立地基準の農地区分につき

ましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 農地法第5条その3を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当推進委員の邊見です。

今回の申請の確認については、感染症拡大防止のため、申請者とは電話での確認を優先しました。譲渡人、譲受人とは、11月25日に電話で確認しました。双方とも申請内容については間違いのないことでした。今回の転用には、周辺農地への影響については、特に問題ないと思われまます。皆様のご審議をお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

次に、農地法第5条その4を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当の邊見敏文です。

今回の申請の確認については、感染症拡大防止のため、申請者とは電話での確認を優先しました。譲渡人とは、11月25日に電話で確認しました。譲受人には、11月24日に電話で確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

次に、農地法第5条その5を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当推進委員の邊見です。

設定人とは、11月25日に電話で確認しました。被設定人とは、11月25日に電話で確認しました。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

次に、農地法第5条その6を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当推進委員の邊見です。

今回の申請の確認については、感染症拡大防止のため、申請者とは電話での確認を優先しました。譲渡人及び譲受人とは、11月25日に電話で確認しました。申請内容については間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

次に、農地法第5条その7を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当推進委員の邊見です。

今回の申請の確認については、感染症拡大防止のため、申請者とは電話での確認を優先しました。譲渡人、譲受人とは、11月25日に電話で確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その8を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、農地法第5条その8についてご説明申し上げます。

【その8朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の既存施設拡張事業に該当するものと判断

いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

十文字委員 小田川地区担当の推進委員の十文字でございます。

今回の申請の確認について、去る11月21日に小泉委員と現地調査を行いました。また、設定人も11月21日お会いし、被設定人には11月24日にお会いし、申請内容について確認しましたが、問題ないとのことでした。今回の申請による農地への影響については、特に問題ないと思われま。皆様の審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その8について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その9を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、54ページをご覧ください。

【その9朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当推進委員の邊見敏文です。

今回の申請の確認については、感染症拡大の防止のため、申請者とは電話での確認を優先しました。設定人と被設定人には、11月24日に電話で確認しました。双方とも申請内容については間違いないとのことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われま。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その9について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その10を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、59ページをご覧ください。

【その10朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

和知委員 私、表郷社地区担当の推進委員の和知です。

今回の申請について、去る11月26日に根本一郎委員と譲渡人、そして譲受人と現地でお会いしまして、申請内容について確認したところ間違いのないことでした。周辺の影響については、特段ないと思われまます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その10について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その11を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、64ページをご覧ください。

【その11朗読】

立地基準の農地区分につきましては、公共施設至近距離区域内農地の要件を満たしており、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限により、16番、秋元幸一委員の退席を命じます。

(秋元幸一委員 退席)

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

塩田委員 大信信夫 1 地区の塩田です。

この件に関しまして、11月22日、大戸委員と譲渡人、譲受人の立会いの下、申請地内容を確認したところ、何も問題ありませんでした。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その11について原案のとおり決定いたします。

16番、秋元幸一委員の入場を認めます。

(秋元幸一委員 入場)

会 長 農地法第5条その12を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、69ページをご覧ください。

【その12朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

茂木委員 市内北部地区担当の茂木です。

今回の申請について、去る11月22日、砂塚委員と現地調査を行いました。譲受人、譲渡人の双方には、11月24日、電話にて申請内容について間違いなことを確認しました。申請地は国道4号線沿いのくぼ地の未耕作地であり、周辺には農地はなく、問題はないと思われまます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その12について原案のとおり決定いたします。

◎議案第5号

会 長 次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、朗読いたします。

74ページをご覧ください。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。令和2年11月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会長 事務局より。

事務局（三浦副主査） 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業、所有権の移転についてご説明いたします。

【所有権の移転第6号朗読】

この案件につきましては、10月28日、五箇地区担当委員の有賀委員、深谷委員立会いの下、あっせん会議において了承された内容です。

以上です。

会長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第5号並びに所有権の移転第6号について承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第5号並びに所有権の移転第6号について原案のとおり承認いたします。

◎その他

会長 以上で本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。その他、皆様から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会長 ないようですので、事務局より説明をお願いします。

事務局長 続きまして、今日の総会の開催通知にも入れさせていただいておった、例年お願いしております次年度の農作業労賃の協議でございますが、会議時間が通常よりも長くなってしまったこと、大信地区の委員さんが6名中、2名が欠席という状況でございます。そういう中で決めるのもどうなのかといった思いもあるものですから、予定どおりに今日協議を行

うか、来月に順延するか、お諮りいただければと思います。

会 長 ただいま事務局から、本日は農作業労賃の審議を予定していましたが、大信で6名中2人欠席ということで、意見をまとめるに当たって少し問題あるんじゃないかという話がありました。この件に関して、今月予定どおり、その集まりを持つか、もしくは来月集まったところでやるかという判断をしたいと思いますので、皆さんの意見を聞きたいと思います。

塩田委員 大信に関しては北野委員から言づけを預かっていますから、予定通り今日やるのが……。

会 長 大丈夫ですか。

塩田委員 大丈夫です。

会 長 それはきちんと承認もらっていた。

塩田委員 もらっていました。

会 長 事務局、そういう話です。予定どおり行うことにします。

事務局長 それでは、これより各地区ごとに分かれて来年の農作業労賃についての協議、決定をお願いしたいと思います。

時間は15分から20分程度を目安としていただき、各地区の協議が終わりましたら、会議を再開したいと思います。

これより席のレイアウトを変更いたしますので、恐れ入りますが、少々お待ちいただければと思います。

会 長 それでは、報告開始の目安を3時40分といたしますが、各地区の審議が早く終了した場合は会議を早く再開いたします。決まった地区の代表者は事務局に報告願います。

それでは、準備完了後、各地区に分かれて協議願います。

暫時休議いたします。

(各地区で審議)

会 長 それでは、会議を再開します。

各地区代表委員より、協議いただいた結果を報告願います。

最初に、白河地区代表、有賀委員より報告をお願いいたします。

(有賀委員報告)

会 長 ありがとうございます。

続きまして、表郷地区代表、根本委員より報告をお願いいたします。

(根本委員報告)

会 長 ありがとうございます。

続きまして、大信地区代表、塩田委員より報告をお願いいたします。

(塩田委員報告)

会 長 ありがとうございます。

続きまして、東地区代表、山内委員より報告をお願いいたします。

(山内委員報告)

会 長 ありがとうございます。

では、各地区代表より報告がありましたが、ご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、令和3年農作業労賃について報告内容のとおり決定いたします。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ事務局。

事務局長 それでは、事務局よりご連絡を申し上げます。

初めに、本日お手元に来年の農業委員会手帳をお配りさせていただきました。つきましては、現在お使いいただいております今年の手帳から、新しい手帳への身分証明書の入替えを忘れずお願いいたします。

続きまして、2点目です。

本日、同じくお手元に来年の総会等の日程表(案)をお配りしております。

なお、会場につきましては、役所の調整により変わる場合もありますので、その都度、会議通知でご確認をいただきますようお願いいたします。

次に、3点目です。

同じくお手元に農業者年金加入推進用の資材をお配りしました。これは、県の農業会議より、加入推進活動の際にお使いいただきたいとの趣旨で送付があったものでありますので、活動の際にご活用いただきたいと思っております。

続いて、4点目、農業委員会事業の件になります。

例年ですと、年明け1月の総会後には、新年会を開催しております。しかし、ご承知のように、現在、大都市に限らず全国的に新型コロナウイルスの感染者数が激増しているなど、急速な感染拡大に警戒感が高まっている状況にあることから、本事業の実施の可否について、

本日役員会において協議しました。

その結果、これから冬本番を迎える中で、感染者の増大が懸念されること、会食に関しては、4名以下が推奨されていることなど大変残念ではありますが、新年会についても中止することに決定をいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

続いて、最後、次回総会の日程でございます。

次回は12月25日（金）午後2時より、サンフレッシュ白河での開催となります。お間違いないようお願いいたします。

連絡事項につきましては以上であります。

会 長 ほかにご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

会 長 以上で本日の総会を終了いたします。

これをもちまして、令和2年第11回白河市農業委員会総会を閉会します。

（午後 3時40分）